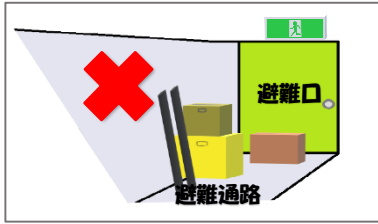
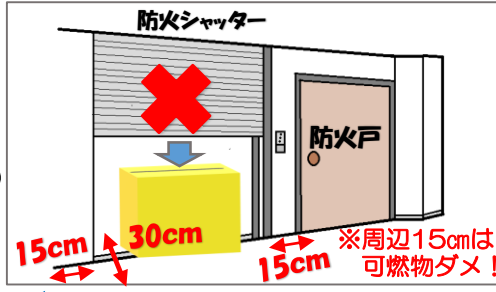
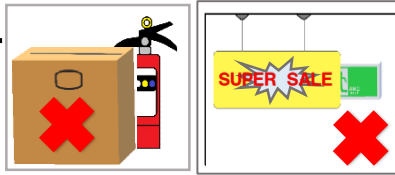


自分たちでできること～大きなチカラ～

あなたの「ちょっとくらい」が大きな被害に…

☆以下の内容をチェックしてください！

- ☐ 防火・防災管理者の選任及び防火・防災管理者による消防計画の作成・届出（消防法第8条・第36条）※建物等により異なりますので詳しくはお問合せください。
※防火・防災管理者は、各講習の修了者等、資格を有する者から選任する必要があります。
また5年以内ごとに再講習の受講も必要です。
- ☐ 消防計画に基づく消火・避難・通報訓練の実施（消防法第8条・第36条）
- ☐ 避難通路及び避難口前に物件を存置せず、適正に維持管理（消防法第8条の2の4）
- ☐ 防火戸、防火シャッターの閉鎖障害となる物件は撤去し、有効に機能するよう維持管理（消防法第8条の2の4、奈良県広域消防組合火災予防条例第40条）
- ☐ 防火戸、防火シャッター、避難口は、有効に機能するよう維持管理
防火区画が形成されず被害拡大の恐れあり！
- ☐ 消防用設備等が適正に機能するよう維持管理するとともに、定期点検の実施及び結果報告（消防法第17条の3の3）
- ☐ 防災規制が適用される場合は、防災性能を有する対象物品（カーテン、のれん、じゅうたん等々）を使用（消防法第8条の3）

- ☐ 厨房設備がある場合、周囲の可燃物を除去するとともに、油脂等の清掃を定期的に行い、適正に維持管理（奈良県広域消防組合火災予防条例第2条の4）



★裁判事例

適正に管理していなかった結果、刑事責任又は民事責任を負った事例があります。

T市カラオケボックス火災



避難器具及び使用可能な消火器を設置せず、従業員に対し訓練を実施しなかった。



禁錮 4 年



サラダ油を過熱したままその場を離れた。
また、適切に初期消火ができなかった。

元アルバイト店員

合計約 2 億 9
千万円の損害
賠償（建物所
有者含む）

S区ビル火災



ビル所有者
統括防火管理者



禁錮 1 年 8 月、執行猶予 3 年



店舗避難口前に避難の障害となる物件を存置。
消火器が使えず、自動火災報知設備の熱感知器も作動しない
と知りながら対策を怠った。

元店舗経営者



禁錮 2 年 6 月、執行猶予 5 年

他にも、新宿歌舞伎町雑居ビル火災等、「避難口の障害物の存置」や「消防用設備等の不備」等を見過ごしたことにより、多くの人命が失われた火災事例が多くあります。

大切な **命** を守るために、継続した消防法令の遵守をお願いします。

また、改装や模様替え等で何か変更が生じる場合は、必ず事前にご連絡をお願いします。

お問い合わせ：奈良県広域消防組合消防本部
予防部査察規制課

電話：0745-78-1192

